

東京大空襲訴訟第1審判決にあたり

空襲被害者の人権を保障する公正な判決を要請します

東京地方裁判所民事第44部御中

< 要請の趣旨 >

東京大空襲の被害を認定し、被告国が民間人犠牲者に対し、謝罪、補償もせず、救済措置すらとらず、切り捨て、放置した責任を認める公正な判決がされるよう要請します。

< 要請の理由 >

東京大空襲訴訟は提訴以来、第10回口頭弁論で結審し、12月14日(月)に判決を迎えることとなります。

この間、被告国は「事実審理は必要はなく、法的にも意味がない」と主張していましたが、裁判所は、この国の主張を退け、学者、専門家4人、原告12名の尋問を認め、3回の口頭弁論で、空襲の凄惨な実相を明らかにし、空襲被災者は戦中にとどまらず、戦後64年にわたって、その傷は癒えず苦しんでいる真実が、原告らの涙なからの陳述で明らかとなりました。この被害事実を認定してください。

被告国は、「証拠調べ」に反対し、事実認否すらしていません。被災事実、身内を失った遺族、障害者となった人、孤児となった人など被害は多岐にわたっています。これを「戦争犠牲ないし戦争損害は、国民はひとしく受忍しなければならない」と切り捨て放置しています。今日まで、民間人被災者に補償もせず、救済措置すら取っていないだけでなく、「我慢せよ」と空襲死者数、追悼碑も資料館もなく、国立の追悼施設すらなくこの不条理を正してください。原告らは、戦後64年高齢化もすすみ、人生をかけて提訴を決断し、国の責任を明らかにし、空襲の真実を風化させない自らの責任を果たそうとしています。

一方、軍人・軍属には、56年間に48兆6千億にのぼる恩給・補償がされています。アジア・太平洋戦争の敗戦国、戦勝国の先進国は「国民平等主義」「内外人平等主義」の立場で、軍人・民間人とも等しく救済する措置を取っております。日本の戦後処理を正すことは、再び戦争の惨禍が繰り返さぬ道、過去は未来のためにある道と信じています。民間人空襲被害者のみが差別されている日本の戦後処理を正し、法の下での平等の原則にもとずき平和と人権を守る公正な判決がされるよう強く要請するものです。

団 体 署 名

団体名	
住 所	TEL FAX
裁判所に一言	